

「アーカイブズ」をめぐる営み ～沖縄における「歴史資料」と「歴史意識」の考察～

豊見山和美†

はじめに

1 「歴史資料」をめぐる営みのクロニクル

1-1 沖縄戦以前の歴史資料

1-2 米国占領下の歴史資料

1-3 施政権返還後の歴史資料

1-3-1 1945 年を起点とする歴史意識と歴史資料

1-3-2 1972 年を起点とする歴史意識と歴史資料

1-3-3 「琉球」への回帰：「琉球」王国と「琉球」政府

1-3-4 「自己回帰運動としての過去に向かう心」：鹿野政直の区分による歴史意識の変遷

2 「公文書館」という新たな語彙

2-1 近代アーカイブズの発生

2-2 アーカイブズの政治性

3 「政治性」を超えて～「沖縄世」の公文書館とは何か

3-1 沖縄県公文書館と公文書館法

3-2 「民主主義」の礎石としての公文書館～アーカイブズの鍵を市民へ～

はじめに

本稿の目的は、沖縄の人々のアイデンティティ形成において、歴史資料がどのように用いられてきたか概観し、公文書館¹はそこにおいてどのような使命と責任をもちうるのかを問うことにあ

る。
米国から日本への施政権返還から 30 年余を経た現在でも、県内では沖縄のアイデンティティとは何かという議論が盛んに行われている²。私見の限りでは、それらの議論は日本国内の他の地域とは異なる先鋭さと切実さを持ってなされており、その屈託は沖縄の辿った流転の歴史をみれば、理解できるかもしれない。

「沖縄のアイデンティティ」なる言葉を、沖縄の人々の集団的自意識と言い換えてみる。沖縄の前近代において、ベネディクト・アンダーソンがいうところの「日々顔突き合わせる原初的な村落

† とみやま かずみ 財団法人沖縄県文化振興会公文書管理部公文書専門員

¹ 「公文書館」という言葉の英語における対応語は archives（アーカイブズ）とされる。アーカイブズと言う語自体が多様な意味を持っているため、公文書館をめぐる議論におけるアーカイブズの定義には、当の論者のイデオロギーなり戦術なりが、かなり露骨に反映されるようである。筆者の立論も当然そのような限界を持つ。しかしアーカイブズ＝歴史資料あるいは公文書館、公文書館＝歴史資料を収集・保存・公開する場所、アーキビスト＝歴史資料を管理する専門職、というような同語反復に筆者はいささか辟易しており、多種多様な歴史資料のなかで、行政機関に属するアーカイブズとしての公文書館は、そのうち何に責任を持つべきかという問題意識が、本稿の通奏低音である。

² 沖縄独立論も決して消え去ることなく脈々と系譜を連ね、それを標題にする新刊も書店に並ぶ。例えば比嘉康文「沖縄独立の系譜～琉球国を夢見た 6 人」（琉球新報社 2004 年）

より大きいすべての共同体³」が、人々の集団的自意識の中に入り込んだのはいつのことだったのか。「琉球」あるいは「沖縄」という「われわれ」は、いつ始まったのか。いわゆる琉球王国の時代に、民衆がその構成員として王国という「想像」をどれだけ具体的にわがものとしていたかを立証することは難しい。王や中央・地方の官人層から構成される支配階層が「たみ・百姓」とされた民衆を支配するという身分制にあって⁴、民衆は王国の民としての自覚なりプライドなりを得ていたのか。古謡や伝承、古典芸能などに表わされた世界観を解釈するという手法もあるが、前近代における沖縄の人々の集団的自意識について論じることは筆者の手の届くことではないし、本稿の意図からも外れる。

少なくとも、沖縄の民衆が生活共同体を超えるより大きな共同体意識を持つことを強く求められるようになったのは、琉球王国が沖縄県として近代日本国家に再編されて以降のことと言うことはできるだろう。琉球の人々は、新たに「設置」された沖縄県の構成員として、近代日本国家の要求に応えなければならなかった。沖縄県民が日本国家経営のために日本政府へ納税し、日本国家を守るために兵役に就き、琉球国や清国ではなく日本国へ忠誠心を持つことを促進するために、当局は日本国家の一翼を担う沖縄県という物語を、さまざまな装置を通じて供給していくことになった。

もし太平洋戦争とその最終局面としての悲惨な沖縄戦がなければ、日本国家の一員としての沖縄県民という共同体の幻想は、より強固に確立されただろう。しかし戦争の勝者たる米国に占領されたとき—そして占領者は、琉球人は日本人と決定的に異なる集団であるという認識をもっていた⁵—、そして占領者が「沖縄」でなく「琉球」という名称をその被占領者たる集団に与えたとき、沖縄の人々はその集団的自意識を再び構築することを迫られた。「われわれ」が日本人ならば、なぜこのような形で「日本本土」と切り離されなければならないのか、日本本土は平和条約の発効とともに独立を取り戻したにもかかわらず、なぜ「われわれ」はなおも「異民族」の統治に服さなければならないのか、そのように問いかけ続けた27年が過ぎ、1972年5月15日、沖縄の施政権が日本へ「返還」されたことにより、新たな「沖縄県」が「われわれ」の枠組みとして呈示されることになったのである。

このように、「われわれ」とは何者であるかを自問し続けてきた沖縄の人々は、そのアイデンティティーの源をさまざまな事象に見出そうとした。それは民族や人種であったり、言語や民俗という文化的エスニシティであったり、大交易時代の歴史ロマンであったり、異民族支配下で自治を求めた民族の闘いの記憶であったりした。そのような営為の目指すところが、日本と沖縄の同質性を立証しようとするものであろうと、あるいは差異をつきつめて異質性を強調しようとするものであろうと、または純粹に自己認識という意味での文化の探求であらうと、その論証の素材となったものはほとんどの場合「歴史」であり、それを裏付ける「歴史資料」だった。

³ ベネディクト・アンダーソン『増補・想像の共同体—ナショナリズムの起源と流行—』（NTT出版 1997年 訳白石さや・白石隆）p. 25 「日々顔突き合わせる原初的な村落より大きいすべての共同体は（そして本当はおそらく、そうした原初的な村落すら）想像されたものである」という。

⁴ 田名真之「身分制—士と農—」『新琉球史—近世編—（下）』（琉球新報社 1990年）p. 41

⁵ 沖縄県立図書館史料編集室編「琉球列島の沖縄人—日本の少数民族」『沖縄県史 資料編2 沖縄戦2（和訳編）』（沖縄県教育委員会 1996年）p. 13 米軍の軍事戦略局調査分析部が1944年にまとめたこのレポートは、「（沖縄列島に）住む人々は現在の日本において人種的、言語的、民族的に少数派（マイノリティ）を形成している」として、沖縄を朝鮮・台湾と並ぶ日本の少数民族として捉えている。さらに沖縄人と日本人の間の心理的亀裂も観察している。占領後も「米軍は沖縄人が「日本人」としてよりも「琉球人」としてのアイデンティティーを強くもつことを望んでいると信じ、すくなくとも1960年代前半までは、実際にそのような政策をとりつづけている」と宮城悦二郎は言う。宮城悦二郎『占領者の眼』（那覇出版社 1982年）p. 39

沖縄の人々は、その集団的自意識の核となる「沖縄という物語」を構築するための歴史資料をどのように蓄積し保存し、「われわれ」という主体の形成に用いてきたのだろうか。本稿ではもっぱら近代以降の図書館や博物館の活動、県史の編纂事業、公文書館の設立に至るまでのできごとを追ったうえで、現代の公文書館の将来像を描き出してみたい。

1 「歴史資料」をめぐる営みのクロニクル

「歴史資料」という概念がカバーする範囲は無限であるといつてよい。言語を用いた記録は多種多様であり、私的な日記から系図のような私文書、企業記録、統治機関が作成した文書などがある。また（最終的にはそれを紙に書きつけることになるとしても）伝承や体験、また話し言葉自体を記録することで成立する資料もある。いっぽう非言語資料には、三次元的な有形物、たとえば遺跡やそこから発掘される考古資料、建造物、伝統工芸品や民具、書画などがあり、近年はそれに動画や音声記録、電子記録といった媒体依存的な資料が加わる。さらに無形文化財のように物質的媒介を持たないものがある。それらの歴史資料を駆使してまとめられた論文や刊行物⁶まで（これは言語を用いた記録ということになるが）、「歴史資料」とされる。

本稿では、こういった多種多様な歴史資料のうち、主として紙に書かれた記録や有形文化財的（中でも人工物に限定し、自然物は除く）なものを対象に、それらの資料をめぐる人々の行動や選択といった営みのありようを考察する。「営みのありよう」とは、具体的にいうと、上述したような広範な意味での歴史資料の中から、人々が何を選んで収集し保存しようとしてきたか、そのための集団的意志の顕現として公的な施設や組織として何を作り出してきたか、それら公的な施設や組織がそこに集積した歴史資料を用いてどのように人々の歴史意識を活性化し、集合的主体としてのアイデンティティを供給しようとしてきたか、ということだ。概括的ながら、その経過をまとめた年表が、表1である⁷。以下この年表をもとに、その営みのありようを跡付けてみようと思う。

1-1 沖縄戦以前の歴史資料

1880年（明治13）鍋島直彬県令は文部省に上申して「書籍借覧所」を設置した。首里の国学と那覇久米村の明倫堂の両校内に開設したこの施設は沖縄の公共図書館の嚆矢といえる⁸。続いて各地に、日露戦争の戦勝記念事業として図書館が設立された。1906年（明治39）名護に私立国頭図書館が、1907年（明治40）には私立戦勝記念図書館が那覇久米の明倫堂に開館した。私立戦勝記念図書館は那覇区議員や有志団体の甲辰倶楽部の出資になるものだった。日露戦争の勝利というナショナリズムの高揚期にこれらの図書館の設立を見たのは興味深い事実である。

大正天皇の即位後は、御大典記念事業として図書館等の設置が相次いだ。1913年（大正2）には中頭郡教育会が巡回文庫を、1914年（大正3）には石垣に八重山教育会が八重山通俗図書館を設立した。また、1928年（昭和3）に宮古郡教育会により設立された私立昭和図書館は、昭和天皇即位の御大典記念事業であった。新天皇の即位という祝祭を契機に、図書館という形で資料の集積地かつ市民がそれにアクセスする場所が出現したわけである。

⁶ たとえば沖縄県教育委員会で刊行している「沖縄県史」は歴史資料であるといえる。

⁷ この年表は雑駁なものであることは否めない。若干の例外はあるが、行政機関の設置した組織を中心にまとめた。さらに精緻なものにするために、読者諸氏のご教示を乞いたい。

⁸ 山田勉「沖縄における図書館発生試論」『沖縄の図書館と図書館人』（沖縄図書館史研究会 1990）pp. 21-22
また城間朝教「沖縄図書館の最後と復興」『琉球史料 第3集』（1956 琉球政府）p. 433 なお、城間前掲には「古文書などの郷土資料を羽地村の大湿帯に疎開したが戦争で散逸」との記述がある。

表 1 沖縄における「歴史資料」に関する事項年表

1880 (明治 13)	書籍借覧所設立
1906 (明治 39)	名護に私立国頭図書館開館
1907 (明治 40)	私立戦勝図書館、甲辰倶楽部によって久米の明倫堂に設置 1910 年廃止
1910 (明治 43)	那覇に県立沖縄図書館開館
1913 (大正 2)	私立国頭図書館、巡回文庫開始
1914 (大正 3)	石垣に八重山通俗図書館を設立
1928 (昭和 3)	宮古に私立昭和図書館開館
1936 (昭和 11)	首里に私立首里図書館開館 沖縄県教育会附設郷土博物館開館
1945 (昭和 20)	米国海軍軍政府 石川市東恩納に「沖縄陳列館」を開館
1946 (昭和 21)	沖縄陳列館、沖縄民政府に移管されて「東恩納博物館」と改称 首里市立郷土博物館開館
1947 (昭和 22)	首里市立郷土博物館が沖縄民政府に移管され、沖縄政府立首里博物館に改称 沖縄中央図書館および石川分館、首里分館、名護分館開館
1949 (昭和 24)	沖縄中央図書館首里分館が首里図書館となる
1951 (昭和 26)	沖縄中央図書館が文化情報会館となる
1952 (昭和 27)	文化情報会館、那覇、石川、名護の図書館分館が独立して琉米文化会館となる 八重山琉米文化会館、宮古文化会館開館 琉球政府立法院図書館開設 首里図書館、宮古図書館、八重山図書館が琉球政府立となる 崇元寺石門の修復工事竣功
1953 (昭和 28)	沖縄民政府立首里博物館、東恩納博物館と合併
1954 (昭和 29)	琉球政府文教局研究調査課が歴史資料の収集を開始 「文化財保護法」の制定公布
1955 (昭和 30)	沖縄民政府立首里博物館、「琉球政府立博物館」と改称
1961 (昭和 36)	首里図書館が中央図書館となる 琉球政府文教局研究調査課、「琉球史料」の刊行開始
1965 (昭和 40)	「沖縄県史」の編集刊行事業スタート 中央図書館が琉球政府立中央図書館となる。「東恩納文庫」の移管を受ける
1966 (昭和 41)	琉球政府立博物館、新館移転
1968 (昭和 43)	沖縄史料編集所創設 史料調査及び「沖縄県史」編集事業継承
1971 (昭和 46)	沖縄県史第 8 巻 各論編 7 沖縄戦通史 発刊 沖縄県史第 9 巻 沖縄戦記録 1 発刊
1974 (昭和 49)	沖縄県史第 10 巻 沖縄戦記録 2
1975 (昭和 50)	沖縄国際海洋博覧会において沖縄県が沖縄館を出展 沖縄県立平和祈念資料館開館
1977 (昭和 52)	沖縄県史全 23 巻 (別巻 1) の刊行終了
1978 (昭和 53)	沖縄県立平和祈念資料館の展示リニューアル
1981 (昭和 56)	那覇市史「沖縄の慟哭-市民の戦時戦後体験記 1・2」発刊 以後市町村史による戦争編の刊行が続く
1984 (昭和 59)	反戦平和資料館 (ヌチドゥタカラの家) が伊江島に開館
1985 (昭和 60)	浦添市立図書館開館 沖縄学研究室設置
1987 (昭和 62)	公文書館法制定
1989 (平成元)	ひめゆり平和祈念資料館開館 教育委員会が「沖縄県歴代宝案編集委員会」設置
1990 (平成 2)	浦添市美術館開館
1992 (平成 4)	首里城公園供用開始 県立博物館が「琉球王国展」開催 宇楚辺誌編集委員会編「楚辺誌 戦争編」発刊
1993 (平成 5)	新沖縄県史編集事業開始
1995 (平成 7)	沖縄県公文書館開館 太平洋戦争・沖縄戦終結 50 周年事業の一環として、「平和の礎」建立 県立博物館が「甦る沖縄・戦災文化財と戦後生活資料展」開催 小湾字誌編集委員会編「小湾字誌 沖縄戦・米占領下で失われた集落の復元」刊行

1910 年（明治 43）8 月 1 日には沖縄県立図書館が沖縄県庁の敷地内に開館した。その契機となったのは、尚典が図書館建設資金として 3,000 円を沖縄県に寄付したことである。尚典は琉球王国最後の国王尚泰の息子で、寄付は父の遺志によるものだった。建設資金は 6,000 円、開館当初の蔵書数は 4,560 冊とされている。先述した私立戦勝記念図書館は、県立図書館の設立を機にその蔵書を県に移管し、1910 年（明治 43）3 月に閉館した⁹。沖縄県立図書館は 1940 年（昭和 15）、文部省の認可を受けて沖縄中央図書館に指定された。伊波普猷を初代とする歴代館長が収集した郷土史料は、6,428 冊を数えたという¹⁰。

いっぽう博物館は、1936 年（昭和 11）、「沖縄県教育会附設郷土博物館」が旧首里城北殿を修理・整備して開館した。この沖縄初の博物館の運営に尽力したのは「沖縄県国頭郡志」の著者として著名な島袋源一郎だった¹¹。収蔵資料は 1939 年（昭和 14）11 月現在で 5,404 点を越えていたとされる。園原謙は「収蔵品の傾向を図 1 郷土博物館収蔵品件数からみると、陶器、染織、風俗資料、書画写真及彫刻文房具の順になる。今日、沖縄工芸の代表格である漆器資料が少ないのは意外である」¹²としている。

しかし、これらの施設と収蔵資料は、沖縄戦における米軍の空襲と上陸攻撃により、ほとんどが消滅した。

1-2 米国占領下の歴史資料

荒廃した沖縄で、最初に歴史資料の集積が始まったのは、1945 年（昭和 20）8 月、米国海軍軍政府が石川市東恩納の民家を転用して開設した「沖縄陳列館」においてである。この軍直属の博物館は 1946 年（昭和 21）4 月に沖縄民政府に移管され、「東恩納博物館」と改称した。

首里では収容所から帰還した住民が生活を再開し、市の組織として設置された文化財が文化財の収集活動に着手して¹³、1946 年 5 月には民家を譲り受けて建て増したバラックに「首里市立郷土博物館」を開館した。開館時の展示会には近隣から数千の住民が観覧に訪れたという¹⁴。沖縄陳列館や東恩納博物館が、米軍によって米軍人の教育のために（沖縄文化を彼らに見せるために）設置されたのに対して、首里市立郷土博物館は、住民が収集活動に協力し、住民が展示を企画し、住民が観覧した、「沖縄人による文化復興の拠点」¹⁵だったという点で好対照を示す。

首里市立郷土博物館は 1947 年（昭和 22）12 月に沖縄民政府に移管されると同時に「首里博物館」と改称した。さらに 1953 年（昭和 28）5 月、首里博物館は首里龍潭池畔の元沖縄師範学校体育館跡に拡張工事を終えて移転、同時に東恩納博物館と合併した。資金と資材に乏しかった琉球政府（沖

⁹ 沖縄県立図書館『沖縄県立図書館 80 年の歩み展』（沖縄県立図書館 1991 年）p.1 本稿での沖縄県立図書館の設立と経緯に関する部分は全て同書の記述による。

¹⁰ 外間守善「まえがき—沖縄県立図書館と郷土資料目録の刊行」『沖縄研究資料 2 沖縄県立図書館郷土史料目録』（法政大学沖縄文化研究所 1982）p. ix

¹¹ 島袋の活動も含めて、戦前から復帰前までの博物館に関する記述は次の論文に詳しい。園原謙「沖縄の文化財保護史—昭和初期から琉球政府時代までの活動を中心に—」『沖縄県立博物館紀要 第 26 号』（沖縄県立博物館 2000）

¹² 園原謙「沖縄県教育会附設郷土博物館について」『沖縄県立博物館紀要 第 28 号』（沖縄県立博物館 2000）p. 19

¹³ 「首里は昔王城のあった地として数々の文化財を残していたが、徹底的な爆撃のため建造物という建造物はすべてこわされた。その焼け落ちた焦土の陰から一片一片貴重な文化財のかけらが拾い出された。とくに円覚寺跡には収集作業が集中された」 沖縄県立博物館『沖縄県立博物館 50 年史』（沖縄県立博物館 1996 年）p. 41 以下本稿の沖縄県立博物館の設立以降の経緯に関する記述は、別に注記のない限り、全て同書によるものである。

¹⁴ 沖縄県立博物館前掲 p. 42

¹⁵ 園原前掲（注 11）p. 124

縄民政府に替わって設立された) だったが、その年ペリー来琉百年祭の一環として記念館の建築贈呈を計画した米軍の援助を得て工事は完成した。落成式並びに記念館贈呈式には米国大統領から「おもろそうし」などの文化財 53 点の返還¹⁶も行われ、式典は占領者と被占領者の友好のページェントとなった。首里博物館が収蔵した 600 点余りに、東恩納博物館の収蔵品総数 367 点(陶磁器 179 点、漆器 61 点を含む)が加わり、コレクションは充実した¹⁷。博物館はまたこの年に初めて日本本土での資料収集を行っている¹⁸。

首里博物館は 1955 年(昭和 30)、「琉球政府立博物館」と改称し、1966 年(昭和 41) 11 月には首里の尚家屋敷跡に新館を開館した¹⁹。この新館が企画展用のスペースを備えていたため、書画・古美術や旧跡、伝統工芸などのテーマを中心に、博物館は本格的な展示活動を重ねていった²⁰。占領下の制約が企画展のテーマの幅を狭めたことは推測に難くないけれども、1968 年(昭和 53)に開催された写真展「沖縄戦とその直後の生活」が目を引き。しかしこれはキャンプズケランにあった米陸軍博物館所蔵の写真と米海軍軍政府教育部長だったハンナ少佐が撮影した写真から構成されたものだった²¹。戦争のストーリーは、アメリカの目を通したイメージとしてなら、博物館においてプレゼンテーションできたわけである。

琉球列島米国民政府が発行した広報誌の沖縄返還特別号には、この博物館を琉球文化の宝庫として称揚し、新館計画を推進したポール・W・キャラウェイ高等弁務官の功績を述べた記事が掲載されており、その最後はこう締めくくられている。

「琉球政府立博物館は 1966 年 11 月 3 日の文化の日にはじめて公開された。そして、琉球の経済、社会機構の再建に貢献した人たちはまた琉球文化保存の重要性を認識していたという快い思い出を刻む記念の建造物として立っている」²²

この沖縄返還特別号は米国による沖縄統治の「功績」を集大成しているが、米国にとって琉球における博物館事業はそうした輝かしい偉業の一つであった²³。

いっぽう、図書館の足取りをみてみよう。1947 年(昭和 22) 3 月、米軍政府から沖縄民政府へ図書館設置の許可が下りると、同年 4 月沖縄中央図書館石川分館の開館に始まり、知念村にあった沖縄民政府の構内コンセット一棟に沖縄中央図書館が、続いて首里分館(後に首里図書館と改称)、名護分館が開館した。1952 年(昭和 27)、これらの図書館は首里図書館を除いて、米国民政府情報教

¹⁶ 沖縄県立博物館前掲 p. 58 この他にも戦争の前後に米国や日本本土へ持ち出されるなどして流出した文化財が、関係者の尽力で返還された例は多い。琉球文化財の帰郷は、復活や再生の比喻でもあっただろう。

¹⁷ 同上 p. 40

¹⁸ その他県立博物館(前身機関も含む)の収集活動については、萩尾俊章・多良間利恵子「沖縄県立博物館草創期に関するノート」『沖縄県立博物館紀要 第 23 号』(沖縄県立博物館 1997)、外間正幸・萩尾俊章「沖縄県立博物館草創期における文化財収集とその背景」『沖縄県立博物館紀要 第 24 号』(沖縄県立博物館 1998)に詳しい。

¹⁹ 開館記念展は「現代画家美術展」であったという。沖縄県立博物館前掲 p. 45

²⁰ この他博物館はアートギャラリーとしても機能した。県立美術館が存在しないために、博物館の展示室が場を提供していたわけである。

²¹ 沖縄県立博物館 前掲 p. 92

²² 「政府立博物館 琉球文化の宝庫」『守礼の光 沖縄返還特別号』(琉球列島米国民政府 1972 年) p. 46 この号において博物館の項は「成長と進歩(住民)」の章に組み入れられている。この章においてこれと並ぶ他の項目は「抑圧されたマラリアー医学の勝利」「住民のための医師」「空を飛んで健康管理」「万人に学校」「元気で勉強—沖縄の学校給食計画」である。

²³ 平良研一は「伝統文化重視の政策は主に沖縄の日本からの分離を意図してなされたものではあったが、戦後沖縄に伝統芸能の復活・隆盛をもたらしたことも周知のことです」と述べている。占領者も被占領者も琉球文化の称揚という同じ目標を掲げていたが、動機と結果は大きく異なった。平良研一「米軍の対住民文化政策」宮城悦二郎編『復帰 20 周年シンポジウム 沖縄占領～未来へ向けて』(ひるぎ社 1993) p. 334

育局に移管され、琉米文化会館となった。琉米文化会館について、平良研一は「琉米文化会館で展開された教養主義的な側面は、沖縄の社会教育的な問題から言いますと、それは下から盛り上がってくる住民の学習の意欲を抑制する、ある一定の役割をしたのではないかと思います」²⁴と言う。図書館がなぜ市民の郷土研究の場にならなかったのかという点で、占領政策は大きな影を落としているといえるだろう。伊藤松彦は「この卓越した図書館建設の基本的性格・機能を規定していたのは、琉米文化会館が始めから終りまで、米軍政府（民政府）の沖縄占領政策に直結する道具であったことである」²⁵と言い、「沖縄では公共図書館の設置が、本土に比べてひどく立ち遅れていたのはなぜか。それは権力が琉米文化会館にだけ力を入れ、競合する施設の公共図書館を顧みなかったからである」としている²⁶。（公共）図書館法は占領下の沖縄ではついに立法化されなかったのである。

首里図書館は1961年（昭和36）に「中央図書館」に、1965年（昭和40）には「琉球政府立中央図書館」に改称し、同年「東恩納文庫」の移管を受けた。この文庫は元東京都立大学などを歴任した沖縄出身の歴史家東恩納寛惇の蔵書3,384点から成るもので、琉球政府や那覇市の補助で財団法人化されていた。この文庫の「沖縄入り」は、社会的に話題となり、後々まで県立図書館の主要コレクションの座を占めている²⁷。

琉球政府文教局所管の組織で、図書館とは別に歴史資料の収集整理に携わったのは研究調査課である。研究調査課は1954年（昭和29）に戦後資料の収集活動を始め、1955年（昭和30）から1960年（昭和35）にかけて戦後資料集「琉球史料」5冊を刊行した。研究調査課は1960年（昭和35）5月に新設された教育研究課に琉球史料の編集および刊行業務を引き継ぎ、琉球史料全10冊を完結する。

続いて1963年（昭和38）には沖縄県史編集審議会が発足した。審議会が沖縄県史の刊行計画を検討するかたわら教育研究課は史料調査・収集活動を継続した。教育研究課は、1965年（昭和40）3月刊の「沖縄県史第11巻 資料編1 上杉県令関係日誌」を皮切りに、全8冊の県史を刊行した。のちにこの刊行事業と資料調査・収集活動は史料編集室の所管となり、1977年（昭和52）沖縄県史全24巻が完結をみた。だが、これらの活動の過程で収集した資料は、史料編集室が閲覧機能を持たないため、一般の自由な利用に供されるものにはならなかった。

1-3 施政権返還後の歴史資料

1-3-1 1945年を起点とする歴史意識と歴史資料

日本への施政権返還後、米軍占領下の制約から解放された沖縄は、どのように歴史資料と向き合うことになったのだろうか。歴史を回顧する時間軸のひとつには1945年（昭和20）の終戦を起点とするものがある。10年刻みの節目を日本復帰後はじめて迎えた戦後30年にあたる1975年（昭和50）、沖縄県は沖縄国際海洋博覧会に沖縄館を出展し、世界で初めての海洋をテーマにしたエキスポ

²⁴ 同上 p. 335

²⁵ 伊藤松彦「琉米文化会館の影と光」『沖縄の図書館 戦後55年の軌跡』（『沖縄の図書館』編集委員会 2000年）p. 44

²⁶ 同上 p. 45

²⁷ 県立図書館は、日本復帰後の1974年（昭和49）に真境名文庫（真境名安興の蔵書）、1976年（昭和51）に山下文庫（山下久四郎寄贈）と比嘉春潮文庫、1987年（昭和62）に天野鉄夫文庫を設置しているが、沖縄に限らず、日本の図書館全体が自らを「貸本屋」と自嘲するようになった趨勢にあってひとときユニークだったのは、1990年（平成2）、浦添市立図書館に設置された「沖縄学研究室」だろう。沖縄学の名を冠したその研究室は、伊波普猷の県立図書館の理想を体現しようとするかのように、郷土史料の掘り起こしや「評定所文書」の刊行事業を行った。

を訪れる国内外からの観衆に、その展示を通して沖縄の歴史と文化をアピールした²⁸。沖縄文化の豊穡—かりゆしの海—と歴史の過酷—無数の米軍艦で真っ黒に染まった海—を示しながら、なおも開かれた未来を志向するというメッセージは、それから30年を経ようという現在まで、さまざまな意匠に彩られながら受け継がれている。

同年、県による復帰特別事業の一環として計画されていた沖縄県立平和祈念資料館が開館し、管理運営は財団法人沖縄県戦没者慰霊奉賛会に委託された。当初のあたかも陸軍記念館のそのような展示内容に批判が集中し、1978年（昭和53）に住民の目から見た沖縄戦というコンセプトで「改善展示」されている²⁹。

戦後40年にあたる1985年（昭和60）の県立博物館の特別展は「グスクグスクが語る古代琉球の歴史とロマン」だった。首里城の復元整備の進行にともなうグスクブームを後押しした³⁰とされ、大交易時代とグスクという新しい「物語」は大きな反響を呼んだ。

いっぽうで民衆の沖縄戦の記憶が対象化されはじめた。沖縄県は既に1971年（昭和46）に「沖縄県史第8巻 各論編7 沖縄戦通史」を編み、続いて聞き取り調査に基づく証言集「沖縄戦記録」を刊行した。1974年（昭和49）には「那覇市史 資料篇第2巻中の6 戦時記録」が証言記録集として刊行され、1980年（昭和55）に「沖縄の慟哭—市民の戦時戦後体験記1・2」が出るが、この頃から市町村史による戦争編の発刊が続く。南風原町は1990年（平成2）に南風原陸軍病院壕を戦跡文化財に指定し、町営の南風原文化センターは常設展示として壕を再現して設置している。

1984年（昭和59）には伊江島に「反戦平和資料館（ヌチドゥタカラの家）」³¹が、1989年（平成元）には糸満に「ひめゆり平和祈念資料館」³²が開館した。どちらも純然たるプライベートセクターの資料館で、民衆自らの戦争の記憶が、そのプレゼンテーションの牽引力となっている。

1995年（平成7）、県立博物館は、国際的な規模の展示会を初めて自主企画運営するという、これまでにない大掛かりな特別展を実施した。「太平洋戦争・沖縄戦終結50周年記念事業」の一環として開催されたこの「甦る沖縄・戦災文化財と戦後生活資料展」は、その規模の大きさと同時に、沖縄戦と米軍支配下の社会状況を主要なモチーフに取り上げたものとして出色だった³³。

²⁸ 多田治は、この沖縄館の演出において主要な役割を果たした沖縄側のスタッフ（大城立裕や高良倉吉ら）の名を挙げ、沖縄の文化人たちは「この一大作業によって、沖縄館を制作しただけでなく、沖縄の＜歴史＞を制作し、＜文化＞を構築した」という。多田治『沖縄イメージの誕生』（東洋経済新報社 2004）p. 111

²⁹ この経緯については次に詳しい。嶋津与志『沖縄県を考える』（ひろぎ社 1997）pp. 148-156 嶋は、資料館の設立運動が民間ベースで従来から進められていたにもかかわらず、日本政府が海洋博に間に合わせるために、開館が「閉鎖的な行政ベースで進められ」、それを放置したことを「沖縄の盲点」と指摘する。資料館は2000年4月1日に旧資料館を移転改築し、展示内容を一新したが、その時も展示内容の改ざんなどをめぐって、監修委員側と県当局が対立し、大きな社会問題となった。

³⁰ 沖縄県立博物館 前掲 p. 87

³¹ 設立者である安波根昌鴻は、反戦平和資料館のコンセプトとして伊江島闘争を提案されたことに啓示を受けたとして、「伊江島の証拠品を中心に、戦争の根本の原因と結果がわかるように展示する。これが基本構想となったのであります」と書いている。伊江島の証拠品とは、投下された爆弾の残骸であり、ヘルメットを転用した鍋であり、安波根が「証拠」を残すための武器として手にしたカメラから生み出された写真の数々などである。安波根昌鴻『命こそ宝 沖縄反戦の心』（岩波書店 1992年）p. 71

³² （財）沖縄県女師・一高女ひめゆり同窓会が運営するこの資料館は、1999年（平成11）に年間入館者が100万人を突破し、2004年（平成16）には展示内容をリニューアルした。語り部の生存者が展示の解説をすることが難しくなったことから、ガイドなしでも観覧できるような展示にしたという。『ひめゆり平和祈念資料館パンフレット』（（財）沖縄県女師・一高女ひめゆり同窓会 2004年）より

³³ 県立博物館は1975（昭和50）年にも特別展「戦中戦後展」を開催している。

1-3-2 1972 年を起点とする歴史意識

1972 年（昭和 47）5 月 15 日の日本復帰は、沖縄の集団的自意識に新たな時間軸をもたらした。復帰を直前に控えた同年 2 月から 3 月にかけて、県立博物館で行われた特別展は『『50 年前の沖縄』展—写真でみる失われた遺宝—』と題して 17 万 6 千人の入場者を集めた。博物館自身はこのように回顧している。「ちょうど復帰を目前にして、県民が自らの足元をみつめ直そうとしていた時期である。県民がみずからの伝統文化を見直し、自信と誇りをもつためのまたとない機会であったといえる³⁴」

博物館は復帰 10 周年にあたる 1982 年（昭和 57）に「特別展 沖縄県・熊本県交流展『沖縄の美—風土と美術工芸—』」を開催した。これは、太平洋戦争で熊本県が沖縄県民の疎開先であったことからできたネットワークによって実現したものである。

復帰 20 周年記念特別展「琉球王国」は、大交易時代の琉球の気概を象徴する「万国津梁の鐘」の銘文を基調に、琉球の「偉大な歴史を掘り起こし、その成果をわかりやすく紹介することによって、あらためて沖縄の歴史と文化をみつめなおしていく」³⁵ことがねらいとされた。この年度の最後には「復帰 20 周年と首里城復元の一連の記念行事の最後を飾って」³⁶、「尚家継承琉球王朝文化遺産展」が開かれ、9 万人が観覧した。

国営の事業ではあるが、同じ 1992 年（平成 4）に開始された首里城の一般公開についてもふれておきたい。琉球政府文化財保護委員会が首里城及びその周辺戦災文化財の復元計画を策定したのが 1970 年（昭和 45）、復帰前後の陳情要請行動の結果³⁷、第二次沖縄振興開発計画に首里城の整備が盛り込まれ、国費による整備復元が発表されたのは 1984 年（昭和 59）であった。こうして首里城は国営口号公園として開園に至ったが、復元のための調査自体が一大事業だったことはいうまでもない。復元の歴史考証作業のために、沖縄の担当者は資料収集から始めなければならなかった。これについて、復元に尽力した高良倉吉はこう書いている。

「窮すれば通ずで、予想以上の資料が続々と集まりだした。たとえば昭和の初期に首里城正殿の解体修理を行った際の図面が文化庁の資料室にあった。また、18 世紀中期に正殿の大規模な修理が行われたことは知っていたが、そのときの工事報告書にあたる古文書が沖縄県立芸術大学の鎌倉コレクションから出てきたのである。こうした貴重な資料が発見されたために、正殿に関してはかなりの自信をもって復元できることになった」³⁸

歴史資料に基づく実証性は、復元物である首里城にいつそう高度のリアリティーを与えた。王国の大交易時代という栄光の物語は、それを表象するための、これ以上は望むべくもない実体を得たのだった³⁹。

首里城の公開に先立つ 1989 年（平成元）、県教育委員会は「沖縄県歴代宝案編集委員会」を設置

³⁴ 沖縄県立博物館 前掲 p. 83

³⁵ 同上 p. 99

³⁶ 同上 p. 89

³⁷ 日本政府側、また県内からの復元反対論もあった。首里城復元期成会会長の呉屋秀信は、『『一つの県に二つの国営公園はまかりならぬ』との大蔵省の見解に、植木（第 5 代沖縄開発庁長官—筆者注）先生は『まず沖縄県に国営沖縄記念公園があって、その下に祖国復帰の記念事業として海洋博覧会記念公園があり、復帰 20 周年記念事業として首里城公園がある』とのウルトラ C クラスのご名案を考案されました』と述べている。呉屋秀信「発刊のこトバ」『首里城復元期成会記念誌 甦った首里城』（首里城復元期成会 2003）p. 9

³⁸ 高良倉吉『琉球王国』（岩波書店 1993）p. 186

³⁹ 首里城をシンボルとする王国文化の称揚は、首里文化中心主義に陥って沖縄文化の地域的な多様性をステレオタイプ化する危険をも孕みがちである。

し、翌年編集委員会は「歴代宝案編集基本計画について」を教育委員会へ答申した。歴代宝案は、中・近世 500 年にわたる中国と琉球王府の外交関係往復文書であり、その校訂本および訳注本等の編集刊行が編集事業の主眼となった。中国第一歴史档案馆との交流によって進められているこの事業の実施は、関係する分野の研究者が行ってきた長年の働きかけやネットワークを基礎にしたものだが、具体化のタイミングからすると、琉球王国時代を歴史的アイデンティティの源泉とする意識の醸成と連動しているとみることもできよう。編集基本計画では、「沖縄の対外交通貿易史および外交交渉史を解明するうえで第一級の同時代史料」であるこの歴代宝案の特色として、「この間における東アジア世界の動向をも知りうる貴重な史料であること」「国際化時代における県勢発展の基礎史料として活用できること」⁴⁰が挙げられている。「国際化」という言葉が史料編集の方針として登場するようになった初期の例である。

ところで、王国のシンボルである首里城関係の文化財保護は琉球政府時代から引き続く主要施策だった。戦前の国宝であった崇元寺石門の修復工事が竣工したのが 1952 年（昭和 27）でもっとも早い⁴¹、1954 年 6 月「文化財保護法」の制定公布以降、琉球政府文化財保護委員会により、次々と文化財指定が行われた⁴²。旧円覚寺周辺の復元事業は 1960 年代にいちおう終了している。また、守礼門は守礼門復元期成会によって 1958 年（昭和 33）には復元された⁴³。

1-3-3 「琉球」への回帰：「琉球」王国と「琉球」政府

首里城の復元と公開という画期によってもたらされた琉球ブーム⁴⁴は、新しい形のプライドをもった集団的自意識に働きかけたが、1990 年代後半にかけてみられたのは、もうひとつの「琉球」という時代の再構築作業だった。もうひとつの琉球とは、敗戦に引き続く「琉球」政府の時代のことである。琉球王国期のロマンの主要なイメージが大交易時代の躍動感だとすれば、琉球政府時代を回顧するときのキーワードは戦争と平和ということになるだろうか。ことに「平和」は、現代の沖縄から「発信」すべきメッセージとして広く受容された。

1995 年（平成 7）という年、沖縄県の「太平洋戦争・沖縄戦終結 50 周年記念事業」として県立博物館が「甦る沖縄・戦災文化財と戦後生活資料展」を開催したことは前述したが、50 周年記念事業の一環として「平和の礎」が建立されたことも付け加えなければならない。平和の礎は「沖縄の歴史と風土の中で培われた『平和のこころ』を広く内外にのべ伝え、世界の恒久平和を願い、国籍や軍人、非軍人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられたすべての人々の氏名を刻んだ記念碑」であ

⁴⁰ （財）沖縄県文化振興会公文書管理部『沖縄県教育委員会 中国第一歴史档案馆 歴代宝案に関する交流 10 周年記念誌』（沖縄県教育委員会 2000）p. 65 本稿の歴代宝案編集事業に関する記述は、すべて同書による。

⁴¹ 園原謙によると、この修復工事を推進したのは沖縄史蹟保存会だった。沖縄史蹟保存会は、民間篤志家の寄付金や軍民政府の助成金で運営された一種の任意団体である。園原謙「沖縄の文化財保護史—昭和初期から琉球政府時代までの活動を中心に—」『沖縄県立博物館紀要 第 26 号』（沖縄県立博物館 2000）p. 131

⁴² この頃の文化財保護委員会の活動については園原の前掲論文が詳しい。同委員会による文化財指定の特徴なども論じられている。また、同委員会は宗教法人による玉陵の敷地の使用申請や、琉球大学による放生池の埋立申請などの問題でも苦境に立った。

⁴³ 歴史的建造物の保護という見地からすると、首里城の手厚い保護に比べて、武徳殿や旧立法院議事堂（とくに旧立法院議事堂はその保存を求める市民運動が大きな問題提起をしたにもかかわらず）の解体が進んだこととのギャップは記しておくべきだろう。占領下の自治の象徴だった旧立法院議事堂は 1999 年（平成 11）に取り壊され、その正面玄関にあった柱の一部が、現在は公文書館玄関前に眠っている。

⁴⁴ NHK 大河ドラマ「琉球の風」が放映されたのは 1993 年（平成 5）だった。初めて琉球王国の時代がテレビドラマ化されたことは、沖縄の歴史が沖縄以外の人々にも翻訳可能であるという事実として受容されたかもしれない。

る⁴⁵。沖縄戦跡国定公園広場の断崖近くに灯された「平和の火」から内陸部に向かって扇状の配置で屏風のように刻銘碑が並ぶこのモニュメントは、同時に巨大なドキュメントでもある。

この年、沖縄の歴史と文化意識の形成に新しい役割を果たすべく沖縄県公文書館が開館した⁴⁶。当時の館長宮城悦二郎は「開館にあたって」というメッセージにこう書いている。

「沖縄は特異な歴史体験を持つ県である。アジア諸国との交易で栄えた独立王国時代、1609年の薩摩侵入、1879年の廃藩置県、1945年の沖縄戦、その後の27年に及ぶ米国統治時代、そして1972年の日本復帰。このような県にこそ、公文書館が必要であった。しかし、戦前の貴重な文書・資料を今次大戦で失った沖縄にはその必要もなかった。公文書館建設の構想は、米軍占領時代の膨大な量の琉球政府文書をどう保管するかという話のなかから生れたのである」⁴⁷

日本復帰を目前にした琉球政府は、1972年（昭和47）1月の局長会議において「琉球政府公文書類の引継要領」を定め、琉球政府文書を廃棄せずに保存することとした。琉球政府文書は新しく発足した沖縄県の総務部文書学事課の管理下におかれた後、1981年（昭和56）4月に教育委員会へ移管されて、整理・保存業務を沖縄史料編集所が引き継いだ。沖縄史料編集所は1986年（昭和61）年に沖縄県立図書館史料編集室となったが、引き続き琉球政府文書を管理し、閲覧や調査研究の照会に対応するなどしていた。

沖縄県公文書館の設立に伴い、15万簿冊にのぼる琉球政府文書は、沖縄県公文書館に移管されて終の棲家を得たことになった⁴⁸。

沖縄県公文書館の打ち出した新しいコンセプトは、「米軍占領時代の歴史」、つまり「琉球政府の時代」⁴⁹だったということができよう。米国による沖縄占領史研究の第一人者だった宮城館長は「琉球政府文書の特異性は琉球列島が長期にわたって米国の支配下にあつて、琉球政府が他県とは明らかに異なった制度のもとで運営されていたこと、琉球政府がその上位にあつた米国民政府の命令・要請により多くの文書を作成したことによる⁵⁰」としている。琉球政府文書は沖縄の苦難に満ちた現代史の比喩となり、さらにもうひとりの証人が要請されるところとなった。それが米国国立公文書館その他の在米機関に収蔵されている沖縄統治関係資料である。とくに施政権返還前の琉球の統治機関だったUSCAR（琉球列島米国民政府）の文書は、国立国会図書館との5年間にわたる共同プロジェクトとして、米国国立公文書館に保存されているおよそ350万枚の文書すべてをマイクロ

⁴⁵ 沖縄県平和祈念資料館運営協議会委員監修『沖縄県平和祈念資料館総合案内—平和の心を世界に』（沖縄県平和祈念資料館 2001）p.10 沖縄県出身者については、十五年戦争の犠牲者も刻銘の対象としているという。

⁴⁶ 開館のセレモニーは8月1日、この日付は戦前の県立図書館の開館日と同じである。

⁴⁷ 沖縄県公文書館パンフレットより 宮城悦二郎「開館にあたって—開かれた公文書館を目指して」（沖縄県公文書館 1995年）

⁴⁸ この経緯について述べたものに、金城功「琉球政府文書の整理・保存・利用等について」『沖縄県公文書館研究紀要第2号』（沖縄県公文書館 2000）、大湾ゆかり「復帰前における琉球政府文書の保存活動について」『沖縄県公文書館研究紀要第6号』（沖縄県公文書館 2004）などがある。また筆者による「沖縄県における公文書の管理と公文書館—4年間の実践と今後の展望」『沖縄県公文書館研究紀要第2号』（沖縄県公文書館 2000）でも言及した。

⁴⁹ とはいえ、開館記念特別展のテーマに選ばれたのは中国・琉球関係档案史料だった。チラシのキャッチコピーには「東アジアにおける中継貿易の拠点として栄えた琉球王国を、档案史料から解き明かす、海洋王国琉球を支えた進貢貿易の真実の姿」とある。档案史料とは明清時代に遡る中国と琉球王国の間を行き交った外交文書だが、現代という新しい時代を扱う後発の機関としての公文書館が、歴史資料の保管者としての権威の源泉を中国に求めたということかもしれない。その代償行為のように、開館記念1周年特別展のテーマはまさに「琉球政府の時代」そのものとなった。

⁵⁰ 宮城悦二郎「琉球政府文書について—その歴史的背景と意義—」『沖縄県公文書館研究紀要創刊号』（沖縄県公文書館 1998）

フィルム化する方法で収集が進められた。沖縄県公文書館は、琉球政府文書と USCAR 文書という戦後資料をその主要コレクションとするという、国内の公文書館にはほとんど例を見ないユニークな存在として（沖縄という地と同じくユニークな存在として）誕生したのだった。

1-3-4 「自己回帰運動としての過去に向かう心」：鹿野政直の区分による歴史意識の変遷

1995 年（平成 7）年の沖縄県公文書館開館記念講演において、鹿野政直は次のように述べた。

「今日はその文字の文化を対象といたしますが、そこでの『沖縄とは何か』との問いは、みずからの原点を求めて過去へ向かうのがつねです。つまり歴史への関心です。自己回帰運動としての過去に向かう心が、この沖縄で、これまでどのように発現してきたかを考えますと、粗っぽく申し上げて、第一段階、第二段階と二つの段階を設定することができるのではないかと、そして今回の公文書館の開館によって第三の段階に入りつつあるのではないかと、思うようになりました」⁵¹

それによると、この段階区分は、第一段階の起点が沖縄県立図書館開館の 1910 年 8 月 1 日、第二段階の起点が 1945 年の敗戦とそれに引き続く占領、そして第三段階の起点が 1995 年 8 月 1 日の公文書館開館である。鹿野は、初代館長に就任した伊波普猷やそれに続いた真境名安興、島袋全発という「沖縄学」の列聖たちが郷土史料の収集に力を注いだことが「沖縄社会回復への情熱」⁵²に貫かれたものだという。さらに戦後に開始された「琉球史料」や「沖縄県史」編纂事業が「戦火に踏みにじられたあと、異国の軍事占領のもとに置かれ、名称も琉球あるいは Ryukyu Islands と変更されて、自己とは何かのあらたな危機感に曝されたことが、過去と現在をたしかめようとする熱烈な希求を育んだに違いないと思います」⁵³といい、自己喪失の危機が、歴史資料の収集や編纂事業の原動力となったと結論する。

「公文書館は、沖縄の未来をつくるうえに大きな力になるであろうと存じます。沖縄学がヤマト世に向かいあうものとしてつくられ、第一次『沖縄県史』や『琉球史料』がアメリカ世に向かいあうものとして発刊されたといえますと、この公文書館は、それらを超えての沖縄世をつくっていくための礎石になる」⁵⁴

この講演は聴衆を深く感動させ、公文書館を持ちえたという事実を沖縄の人々が誇るに足るだけの真摯な説得力があった。鹿野のテキストには、鹿野がいう「文字の文化」としての歴史資料をめぐる営みが、人々の歴史意識やアイデンティティー形成のありようと相似形を描く姿が端的に表現されている。そこにおいて、沖縄県公文書館は、ヤマトやアメリカに支配された時代から脱却した新しい時代の歴史的結節点として、新しい自己認識へ人々を動員する原動力としての役割を期待されたのだった。

では、ヤマトやアメリカといった鏡を必要としない新しい時代である沖縄世にふさわしい公文書館とは何か。このことを考える前に、鹿野のテキストに差し挟まれたひとつの「要望」に耳を傾けようと思う。中国語や英語のできるアーキビスト（公文書専門員）だけでなく、将来移民関係の史料が集積されればポルトガル語のできるアーキビストまで必要とされるであろう沖縄県公文書館の「国際性」「世界性」についてふれたあと、鹿野は言う。

⁵¹ 鹿野政直 「沖縄世と公文書館」『化生する歴史学—自明性の解体に向けて』（校倉書房 1998 年） pp. 123-124

⁵² 同上 p. 125

⁵³ 同上 p. 128

⁵⁴ 同上 p. 134

⁵⁵ 同上 p. 131

「ただ一つだけ要望を申しあげれば、そうした「国際性」「世界性」に吸引されて、県政時代への取り組みにいささかの揺らぎも起きないようにと希望いたします」⁵⁵

県政時代とは、戦前戦中の第一次県政時代と復帰後の第二次県政時代をいう。この要望を「警告」と受け止めるならば、公文書館の将来像を考えるとときに重大な示唆となる。

2 「公文書館」という新たな語彙

ここまで、沖縄における歴史資料収集・保存する機関の成り立ちと、それが集团的自意識の形成にどのようなインパクトを与えたかをみてきた。その結果、沖縄戦以前すなわち日本国家の一員としての集団意識を強く求められた時期には、戦勝や新天皇即位といった一種の祝祭的時空に、多くの図書館の設立が見られたことがわかる。しかしそのような流れに抗うかのように、伊波普猷らが館長を務めた戦前の県立図書館では、近代沖縄が直面した集团的自意識の動揺を救済するべく、郷土資料の収集と保存に力を尽くした⁵⁶。戦後は、米軍の占領政策としての「琉球文化」称揚と、被占領者としての沖縄が主体のプライドを保持しようとした「琉球文化」の主張が複雑に絡み合った。博物館が文化「財」の訴えかける力を梃子にして沖縄の人々にアイデンティティを提供しようとし、修史事業側はゼロから記録資料の収集作業に着手しなければならないという困難と戦いつつ、沖縄の「正史」の構築（歴史的主体の回復）に果敢に取り組んだ。

日本復帰後は、本土との格差と米軍基地の存在という一種の占領状態が継続する中で、「自立した沖縄」を目指してアイデンティティが動員されるようになる。もっとも成功した物語は、首里城復元前後にみられたような「琉球王国の大交易時代」の矜持だった⁵⁷。それはさらに「万国津梁の鐘」の銘文に導かれて、やがて「平和を発信する沖縄」へと変容していく。「歴史」はアイデンティティの供給装置として用いられてきたのであり、「歴史資料」の管理を司る諸機関は、その設立根拠などに応じて、一定の役割を果たしてきた。

前節で述べたとおり、そこに参入したのが沖縄県公文書館だった。鹿野が開館記念講演において述べたように、公文書館は新しい「沖縄世」を象徴する場として、新しい歴史を刻む場としての役割を期待された。鹿野は『公文書館（アーカイブズ）』という言葉が、これで正式に県民の語彙として加わった⁵⁸と言う。ではしかし、そのような場として、なぜ「公文書館」が選択されたのだろうか。なぜ、沖縄学の先達らが、県立図書館を郷土研究の拠点、沖縄県民の主体性回復の場と位置付けた顰に倣って、図書館の郷土史料部門の拡充によってその理想を実現することにはならなかったのだろうか。あるいは、戦後の博物館が沖縄文化のコンセンサス形成に果たしてきた役割を思えば、新しい「沖縄世」の構築は、古い皮袋に新しい酒を、という形でも成しえたことではなかったのか。

「公文書」館という語感から、琉球政府文書と USCAR 文書という主要コレクションの性質を考え

⁵⁵ ちなみに、沖縄県公文書館の正面玄関には、伊波の琉歌「深く掘れ己が胸内の泉 余所たゆて水や汲まぬごとに」を記した石版が掲げられている。このフレーズは歴史の再確認による主体性の回復を謳うものとされており、県公文書館にとっても館の本質を象徴する言葉として捉えられているようである。

⁵⁷ 近年、沖縄の歴史と文化は、観光資源としての価値をますます強く意識されるようになった。過去の暗い歴史を乗り越えて明るくのんびりと人々が暮らす沖縄で外来者は癒されるというひとつの構図がある。今後県に属する歴史資料の収集・保存機関は、そのような観光客のニーズに応えるべく、展示やその他の活動を通してプレゼンテーションを提供する役目をかかなりの程度自覚的に背負われるかもしれない。しかし、これもまた歴史資料をめぐる「営みのありよう」のひとつではある。

⁵⁸ 鹿野 前掲 p. 133

るとそれが望ましく思えたからという答えもありうるだろう。しかし図書館も博物館も、文書資料も含めてさまざまな歴史資料を収集する機関である。現実に琉球政府文書は長く県立図書館の管理下にあったにもかかわらず、なぜ、公文書館という『新たな語彙』が必要とされたのか。その問いに対する答えを出す前に、公文書館（アーカイブズ）とはそもそもどこから生れ出た概念なのかを確認しなければならない。

2-1 近代アーカイブズの発生

公文書館は英語でいうところのアーカイブズ（archives）の訳語とされている。アーカイブズとは歴史資料の保管所を意味するだけでなく、歴史資料そのものを言うこともあるから、アーカイブズとは歴史の発生時から存在したということもできる。しかし近代的な意味での組織としてのアーカイブズ概念は、近代という時代区分と同様、きわめて新しいものである。たとえば歴史の古い国家でもそれが法制化されたのは、フランスが1794年6月25日の法令⁵⁹、イギリスは1838年の国立公文書館法による。遅れてきた国民国家であるアメリカではナショナルアーカイブズの設置が1934年、カナダは1966年、オーストラリアは1983年と、国家レベルのアーカイブズが法的に承認されたのは20世紀の中盤以降のことである。日本は公文書館法の施行が1988年（昭和63）、国立公文書館法の施行は2000年（平成12）だった。

もっとも古い時代に公文書館を法制化したのはフランスで、立川孝一は「フランス革命は国立文書館とその公開の原則とによって、近代的な文書行政への道を開いた」とする⁶⁰。つまり、革命前、いわゆるアンシャン・レジーム期においてもフランスでは王室、諸官庁、裁判所、軍、教会、領主はそれぞれ独自に文書館を所有していたが、フランス革命はそういった文書館の組織を統合し、文書の国有という観念を継承・推進し、公開の原則を採用し、「かつては特権的な人間しか見ることのできなかった公文書が、一般の市民にまで開示されることとなったのである」「このような文書館の存在を近代国家の指標とするのであるのならば、革命後のフランスはまさにその段階に入ったといえるだろう」⁶¹という。

この記述は、沖縄における近代以前の世界、「近世琉球王府の政治的中心機構である評定所で作成保管されてきた文書」⁶²である評定所文書のことを想起させる。評定所文書は、王府の統治行為における前例の蓄積と参照のために保管されていた⁶³。しかしこの文書の利用は、当然ながら王府内の権力中枢にいる者に限られていただろう。評定所は歴史的文書の保管所の機能を持っていたとしても、文書の作成及び保管者以外の者の自由なアクセスを許す機関ではなかったし、そもそも王国の歴史を必要とする近代的国民自体がまだ存在しなかった。

⁵⁹ 1794年6月25日の政令が文書館法と呼ばれる。ただし「文書館を設立するための委員会が結成され、そのプランは1790年9月7日の法令として議会を通過する。ここで初めて『国立文書館』という名称がフランスの歴史に登場する」立川孝一「歴史意識の変容と文書館の制度—フランスの場合」歴史人類学会編『国民国家とアーカイブズ』（日本図書センター 1999年）p. 76

⁶⁰ 同上 p. 73

⁶¹ 同上 pp. 72-73

⁶² 梅木哲人「評定所の機構と評定所文書」『琉球王国評定所文書 第4巻』琉球王国評定所文書編集委員会編（浦添市教育委員会 1990）p. 6

⁶³ 文書の保管場所は首里城の北殿であつたろうといわれる。高良倉吉「総論：評定所文書刊行の意義」『琉球王国評定所文書刊行事業完了記念シンポジウム～百田紙に記された琉球の近世～』浦添市立図書館沖縄学研究室編（浦添市教育委員会 2002年）p. 32 この評定所文書の多くの部分は、廃藩置県後日本政府によって接收され、東京で内務省の保管するところとなり、関東大震災で散逸した。

さらに、戦前の県立図書館第二代館長だった真境名安興が 1924 年（大正 13）年 2 月現在の沖縄県立図書館「琉球史料目録」に寄せた序文を引いてみよう。

「古今の琉球史料は旧藩政の時代に於ては、之を城内評定所等に叢集して政務の参考に資せしが如きも、其書目及冊数を詳録する能はざるを遺憾とす。然るに廃藩置県のとくに際し、此等の一部分は県に引継せられ、旧慣書類目録に登録せられたるもの大部数に達すれども、中には当時県に引継ぐことを避回して、之を旧時の権門勢家の邸宅に分蔵せし為に、時代の推移と共に多くは散逸し若は蠹害に逢ひしものも亦鮮しとせざるなり。而して県に於ては置県草創の時より旧慣取調係を設置して政務の一端に資する為に、此等の残簡零墨を蒐集して之が編纂及び保存に努め、殊に丸岡知事の時代に至りては琉球史料六十冊余を分類編成せり。此前後よりして他府県の篤学者にして琉球史調査の為渡来す者漸く多く、且県内にても此種研究者の漸次抬頭するに至りしも、亦此等史料に負ふ所多大なりしなるべし。要するに此時代に於ける琉球に関する書籍は、県の文書課と尚家の書庫に死蔵せられしのみにて、一般人の観覧には最も不便なりしことを推知するに難からざるなり」⁶⁴

真境名は、一般人が史料を観覧できる場所としての開かれた図書館の理想を述べるのだが、特に旧藩（琉球王府）の文書について力点を置くこのテキストは、近代的アーカイブズ意識の萌芽として読むこともできる。しかし、行政機関の文書を市民に開示する仕組みは、沖縄の場合、情報公開条例が施行された 1992 年（平成 4）年、そして各課での保存期間が満了した文書を歴史資料として閲覧させる沖縄県公文書館が設置された 1995 年（平成 7）まで、70 余年を待たなければならなかった。

立川はまた、近代フランスにおける（公）文書館制度の進展における政治的要因について論及している。

『国家』は文書館を必要としていた。フランスや中国のように、『革命』から生れた国家は歴史の中にその正当性を求めたのである。しかし、「民衆」もまた文書館を必要としていたことを忘れるべきではないだろう。ただし、この概念について思い違いをしないように注意しなければならない。ミシュレがこの言葉を使ったとき、それは生産手段を持たないプロレタリアートではなく、革命によって独立をかちとった農民や手工業者、あるいは小ブルジョワジーを意味していた。彼らは革命政府とその文書館の中に、彼らの個人財産の保証を見出していたのである。一国家と民衆の『共犯関係』。つまり、過去へと後戻りすることを恐れた共和国と国民は、現在を守るために歴史を必要としたのである。」⁶⁵

革命政府は、国有財産や没収した亡命者の領地を売却して財政赤字を補填しようとしたため、多くの市民が新しく土地の所有者となった。この所有権を担保するのが文書館で保管される証書類である。この公文書を保存し公開することで市民の権利を擁護すること。それが、市民が文書館に求めた役割だった。これをみると、公文書保存と公開のシステム自体が、共同体の歴史意識を大きく反映することがわかる。革命を生きたフランスの市民は、まず近代的な所有権の証明としての文書館を必要としたのだった。

⁶⁴ 外間守善「まえがき—沖縄県立図書館と郷土資料目録の刊行」『沖縄研究資料 2 沖縄県立図書館郷土史料目録』（法政大学沖縄文化研究所 1982）p. iii 掲載の翻刻より また序文に続く「凡例」に、「兎に角、琉球史料の永久的保存方法を講ずるのは、首里城の永久的保管方法を講ずるのと同じく、一大事業でなければならぬ。他日県の財政に余裕が出来たら、震災に耐え得るような郷土史料室を建てて貰はなければならぬ」という記述がある。

⁶⁵ 立川 前掲 p. 85

また、石田信一は、「ヨーロッパ諸国のアーカイブズ、少なくともナショナル・アーカイブズ（国立文書館）は近代的国民国家形成の過程で制度化された諸機関の一部であり、国家・国民の統合装置として機能してきた」⁶⁶と言う。石田はその一つの例として、16世紀以降オーストリア、ハンガリーの二重支配を受けたクロアチアにおけるアーカイブズの起源について述べる。両属的な立場にあった小国たるクロアチアが、その「国家性」を主張した根拠は、(ハプスブルグ帝国) 国王の代理人としてクロアチア総督（バン）という官職が設けられていたこと、また独自の身分制議会（サボル）の開催が認められていたことなどだったという⁶⁷。

石田は、「17世紀に入ると、こうした『国家性』を証明しうる記録文書の収集・保存が、クロアチアでようやく始まった」といい、1643年、クロアチア議会は、クロアチアにおける各種法律文書を一箇所に収集・保存することを決議することとなった⁶⁸。その後、19世紀前半に起こった民族独立の嵐を経て、アーカイブズの法制化や、国立博物館、国立図書館や科学アカデミー、大学その他の組織が設立される。石田によれば「これらの多くはクロアチアの『国家性』や『民族性』に関する主張と密接に結びつきながら発展していくが、その意味では、そうした関連づけがもっとも明確にあらわれていたのがアーカイブズであったともいえる」⁶⁹という。国民国家形成期のクロアチアにあって、その国家性、民族性という集団的アイデンティティを証明しうる記録史料は、まさに「民族の遺産」⁷⁰に位置付けられたのだった。

東ヨーロッパの小国であるクロアチアにおけるナショナル・アイデンティティの形成とアーカイブズの発展の歴史は、東アジアの同じく小国としてその「国家性」（あるいは「民族性」といってもよい。どれも *nationality* という英語に置き換えることができるのだが）を絶えず自己確認してきた、日支両属的な小国という過去を持った沖縄のいずまいを連想させる。もっとも沖縄の場合、クロアチアでアーカイブズが負った役割については、伊波らの図書館が自覚的であったのだが。

また川島浩平によれば、20世紀中葉に米国国立公文書館を誕生せしめた原動力は、アメリカ建国の主体だったワスプ（WASP—White Anglo-Saxon Protestant）勢力の意識と行動にあったという⁷¹。すなわち移民の急増という事態がもたらした1920年代以降の文化的多元化の中で、古き良きアメリカを支えたワスプの存在がメインストリームから遠ざかっていくとき、「この運動（公文書館設立運動—筆者注）が彼ら（ワスプ—筆者注）の過去の記録と記憶、そして世界とを保持し、多元化する現在と将来にむけて彼らの歴史的役割を明示し、『聖域』に保存するという、その意味で守勢に立った旧権力者の防衛的意識と行動からなるものであったといえるのではないか」⁷²というのである。

2-2 アーカイブズの政治性

ここまで、特定の共同体の存在証明としてアーカイブズという碑が建立されてきた例をみてきた。近代アーカイブズの発生と、その設置主体が孕んでいた政治性・権力性、そしてそれを支える

⁶⁶ 石田信一「クロアチアにおける国民形成とアーカイブズ」歴史人類学会編『国民国家とアーカイブズ』（日本図書センター1999年）p. 235

⁶⁷ 同上 p. 238

⁶⁸ 同上

⁶⁹ 同上 p. 243

⁷⁰ 同上 p. 242

⁷¹ 川島浩平「国民国家の形成と国立公文書館」歴史人類学会編『国民国家とアーカイブズ』（日本図書センター1999年）p. 168

⁷² 同上

共同体の心性は密接にからみついている。文書の保管庫としてのアーカイブズは、もちろん歴史の発生とともにあった。ただ、前近代のアーカイブズにおいて、文書は権力者だけがアクセスしうるキャビネットに仕舞い込まれていたのに対して、近代的アーカイブズは市民への公開を前提とする点に大きな特徴がある。なぜならば、アーカイブズは新しい国家の国民に権利を保障する手段であるか、またはその構成員たる成員に民族国家の存在を実証するものであるか、民族の末裔たる国民に起源の姿を呈示するものか、いずれにせよそのような形で近代化を遂げてきており、アーカイブズは新しく定義された共同体の成員自らが文書へ接近することを許容し、それによって、集団的自意識を覚醒する場として機能すべき要請に応えなければならなかったからである。

アーカイブズは、支配階級のための記憶（いかにして統治すればよいかの経験が記録化されたもの）の集積場所から、「歴史資料」を基に国民の物語と枠組みを供給する装置に変貌していく。しかしそれは、単にアーカイブズの鍵を持つ者が交代したということだったのかもしれない。封建的な支配者から文書保管庫の鍵を奪い取った者、それは新たな国民の物語を生産し流通させようとした歴史家だったのである。川島は、このようなアーカイブズの政治性を注視したアメリカにおける研究の動向を踏まえて次のように言う。

「それによると文書館の実務上主要な意志決定の場所である収集、カタログ化、分類、閲覧、予算、保存などの作業はすべて特定の政治的意図と切り離せない関係にあり、これら全体が文書館のマクロ的機能として、国民の集合的記憶、集合的ナショナル・アイデンティティを構築するというのである。それゆえ、文書館は記憶の保存所というよりは、製造所であり、その意味で政治的であることになる」⁷³

このことを沖縄にあてはめてみよう。琉球政府文書の公開と USCAR（琉球列島米国民政府）文書収集プロジェクトが、発足時の沖縄県公文書館の大きな柱だったことは前述したとおりだが、その事自体がある種の社会性・政治性を帯びている。当時、反基地運動が施政権返還後としては例のない高揚をみせ、戦後日本の沖縄政策と米国の占領政策（なお米軍基地が沖縄に返還されないことによって一種の占領状態が継続しているという認識も含めて）に異議を申し立てる機運が高まっていた。復帰前の沖縄がいわゆる「異民族統治下」でどのように自治を獲得する闘いを行ったかを象徴する琉球政府文書と、米国の占領政策の形成と遂行の過程を証拠立てる USCAR 文書が、沖縄県公文書館の中心を成す収集資料としてアピールされるのは当然のことだった。もともと沖縄県における公文書館設置構想の契機は、施政権返還を目前にした琉球政府が将来における歴史的重要性を考慮して廃棄せずに沖縄県に引き継いだ政府文書を、県民の利用に供するための施設が必要だということにあった。沖縄の歴史研究者はそのための運動を営々と続けており、戦後 50 年、すなわち「米国という異民族統治」が始まって半世紀という区切りが、なみなみと注がれたコップの水を溢れさせる最後の一滴となったのだった。

最後の一滴を注いだ者は、当時の沖縄県知事でありまた歴史研究者であった大田昌秀だった。大田は戦前の沖縄の民衆意識や沖縄戦、戦後の日米琉関係という分野で多くの実績をもつ、戦後沖縄を代表する研究者である。大田は戦後 50 年という歴史意識の高まりの前後で、沖縄県民が新たな物語（「平和を発信する自立した沖縄」）を共有するための事業を精力的にデザインした。それは、皇

⁷³ 同上 p. 169 現在沖縄県公文書館の資料収集整理事業において大きな比重を占めるものは在米の沖縄統治関係資料である。資料による「占領」は未だ続いているのではないかという幻覚にも襲われる。

民化教育を受けた「鉄血勤皇隊」の一員として参加した凄惨な沖縄戦に傷ついた自らの魂の経験が要請するものであり、また戦後のアメリカ統治がもたらした沖縄の現実に激しく異議を唱えてきた理論的な帰結として、当然の営為だった。さらに沖縄県公文書館は、大田のかつての同僚であり占領史研究の第一人者でもあった宮城を館長に持つことで、大田のデザインを具体化する体制が整った。宮城は開館に際して、次のようなメッセージを残している。

「目下収集中の、もしくは収集予定の文書には、琉球王国時代の古文書（主に中国から）、戦前の県政文書、戦後の米国統治時代の英文資料（GHQ 文書のなかに 10 万件、米国公文書館に 375 万件）等がある。個人や組織のコレクションも収集中である。これらの資料が県内外の学者や研究者はもちろんのこと、広く一般県民にも利用されるよう歴史の証言者・社会的記憶装置としての公文書館の存在をアピールしていきたい」⁷⁴

ここにおいて、社会的記憶装置としての公文書館が、沖縄で俗に言われる「唐の世」（冊封体制・朝貢システムの琉球）を表象する琉球王国時代の古文書と「ヤマト世」（戦前の日本統治下）を表象する戦前の県政文書、「アメリカ世」（米国統治時代）を表象する英文資料、そして公文書にとどまらず私文書も配慮することが表明された（琉球政府文書はすでに収集済みなのでこの段落ではあえて例示されていない）。この宣言には宮城の歴史研究者としての誠実が溢れており、鹿野が表現したような「自己回帰運動としての過去に向かう心」を、公文書館が収集という営為を通してどう確保するかということへの回答ともなっている。だが、このメッセージには、現代のアーカイブズをアーカイブズたらしめるはずの資料群への言及が欠落していることを指摘しなければならない。この欠落あるいは空白に、アーカイブズをめぐる新たな政治性を読みとることも可能だろう。

3 「政治性」を超えて～「沖縄世」の公文書館とは何か

3-1 沖縄県公文書館と公文書館法

現代のアーカイブズをアーカイブズたらしめるはずの資料群とは、沖縄県の組織文書、つまり戦前・戦中の沖縄県および日本復帰後の沖縄県に帰属し保管された文書のことである。琉球政府文書のことを略して琉政文書というのと対語的に、これらの文書を「県政文書」と呼ぶことが多かった。戦前・戦中の組織文書はもとよりほとんど残っていない。現在沖縄県公文書館に収蔵されているのは、歴代県令や知事などの当時の県職員が本土へ持ち出した文書が、関係者によって沖縄県への寄贈という形で戻ってくる経緯を辿ったものがほとんどである。戦前・戦中の県政文書の収集は、研究者が資料調査の過程で入手した情報や、偶然に頼って行われることが多い。

したがって県政文書つまり沖縄県の組織文書（以降、沖縄県文書ということにする）は、もっぱら日本復帰以降の沖縄県のものが中心となる。だが、宮城のメッセージにおいて公文書館の収集予定文書リストに明示されなかったのは、この復帰以降の沖縄県文書だった。

しかし沖縄県文書という資料群は、公文書館の本来的な収集対象資料である。沖縄県が公文書館を設置するにあたって根拠としたのは「公文書館法」（昭和 62 年法律第 115 号）だった。その第 1 条において「この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする」と法は言う。第 3 条において「国及び

⁷⁴ 沖縄県公文書館パンフレットより 宮城悦二郎「開館にあたって一開かれた公文書館を目指して」（沖縄県公文書館 1995 年）

地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。」とされており、国及び地方公共団体が責務を負う「公文書等」とは、第2条において「国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く）をいう」と定義された。国又は地方公共団体がこの法において責務を負うのは、1でみたような多様で広範な「歴史資料」（広義のアーカイブズ）のなかでも、領域限定的である⁷⁵。

3.2で、諸外国の近代国家形成の過程におけるアーカイブズの発生と法制化の例をいくつか見たが、近代的なアーカイブズに関する法制を持たなかった日本にとって、この法律がその最初のものである。この法律の解釈や運用をめぐる問題は関係者によってさまざまな立場から指摘されているにしても⁷⁶、それまで現用期間が過ぎれば廃棄されてきたか、永久に市民のアクセスの届かない所に置き去りにされてきた公文書について、法に示された権力意志として、国及び地方公共団体が適切な措置を講ずる責務が定められたことの意義は大きい。「国及び地方公共団体」を「権力機関」と言い換えてみれば、この法律の持つ意味はよりくっきりした輪郭を得るように思う。民主主義社会においては、公権力の行使は、市民の付託にその根拠を持つ。したがって市民は、公権力のなした意志決定や遂行の過程等について知る権利がある。情報の共有と公開の可能性が不当な権力行使の自己規制をも促す。権力行為の検証を、文書へのアクセスを可能にすることによって制度的に担保することが、アーカイブズの機能として定義される。

沖縄県はこの法律を設置根拠に、「歴史資料として重要な公文書その他の記録（以下『公文書等』という。）を収集し、整理し、及び保存するとともに、これらの利用を図り、もって学術及び文化の振興に寄与することを目的として、沖縄県公文書館を設置する」⁷⁷として公文書館を開館した。公文書館の設置に伴って、沖縄県は文書管理に関する諸規程の改正を行い、結果として文書管理体制に大きな変化があったことは、あまり知られていない。歴史的に重要な公文書等を公文書館で保存・公開するために、沖縄県の作成・收受した文書は、最終的には公文書館へ引き渡されることになった。規定上は、沖縄県の文書は最長でも21年しか所管課の手元には置けない。その後は公文書館での自由な閲覧の対象となり、まさに共有の財産として開かれたものになる。このような例規の整備とそのための施設がある以上、沖縄県という組織の営みが続いていく限り、沖縄県の文書は絶えることなく公文書館へ送られ続け、市民によって読み解かれていくことになる。これが、公文書館法の趣旨を全うするために、沖縄県という行政機構が自ら行った「改革」だった。公文書館の設立は、新たな歴史資料館の開館という以上に、市民社会において大きな意義を持つものであった。

沖縄県の前身機関の文書として総務部文書学事課所管から教育委員会へと移管されていた琉球政府文書は、もはや「現用」でなく、かつ「地方公共団体が保管する公文書その他の記録」に該当するがゆえに、沖縄県文書の一角として、公文書館法にいう責務のオブジェクトとなりえた。それも戦後沖縄の占領の歴史に刻印された、ほとんど特権的というべき巨大なオブジェクトとして。

⁷⁵ この責務を負う公文書以外のものを収集するのは、公文書館の義務ではなく市民サービスのオプションと言うべきだろう。国又は地方公共団体の保管するところでない歴史資料を公文書館が収集することについて、富永一也は「外部の記録の収集について、それを禁じる法律があるわけではないから、必要ならば公文書館で手を染めてもよいが、あくまでもそれは個々の公文書館の、個別の方針によるべきものであり、公文書館法に表現されるところの公文書館の理念とは無関係である」という。富永一也「公文書館論」『沖縄県公文書館研究紀要第3号』（沖縄県公文書館 2000）p. 7

⁷⁶ 法の解釈運用から公文書館の理念的位置付けにまで及ぶ日本国内の議論については、富永の前掲論文が新しいアプローチで整理している。

⁷⁷ 沖縄県公文書館の設置及び管理に関する条例（平成7年3月31日 条例第6号）第1条

しかし、占領期が琉球政府の時代が一終わっても、それは歴史の終わりを意味するものではない。過去の再構築を業とする歴史研究者にとっては、あるいは終わりなのかもしれないけれども。しかし人々は相変わらず現在という対象化されにくい歴史を生きているのであり、集团的自意識の拠り所を求め続ける。「われわれ」の物語は、生産あるいは再生産され続ける。現在の沖縄の置かれた位相は、今もお沖縄の人々をしてそのアイデンティティをより強く自問せしめているのだから。

3-2 「民主主義」の礎石としての公文書館～アーカイブズの鍵を市民へ～

鹿野が述べたような、向かいあう他者なき「沖縄世」の礎石となるために、公文書館は何をするべきなのか。公文書館は、おそらく過去の歴史を再構築する場所としてだけのアーカイブズではもはやありえない。近代においてそのような場所として発展してきた欧米のアーカイブズは、既に現代的なシステムへと変貌を遂げている。今、アーカイブズをめぐる議論においては、現代の政府機構という巨大化した権力システムにおけるアーカイブズの「現在を記憶する装置」としての役割が問われている。それは権力システムの網の目において、何がその権限となり、誰がその権限をもち、何を決定したかの証拠を保存し公開すること、日常の行政行為に隠された権力機構と主権者たる市民の相互作用の証拠を保存し公開すること、市民の付託によって成り立つ行政という権力の営みを、文書化された証拠の共有によって開いていくという要請なのである。アーカイブズは、政府機構が日々刻々と蓄積する情報を捕捉し、公開する。アーカイブズはその鍵を権力者から、そして歴史研究者から、市民へと受け渡さねばならない。この自己決定権の回復こそは、他者の鏡に映る自己像と自意識の間で長い葛藤に耐えてきた沖縄が欲してやまなかったものでもある。鹿野の「県政時代への取り組みにいささかの揺らぎも起きないように」という希望に、公文書館はこのような形で応えることもできるはずである。

しかし、この新しいアーカイブズ像の呈示は、アーカイブズに「開かれた社会」「説明責任」「将来に向けた情報公開」「治者と被治者の同一性」という「民主主義」の物語を持ち込む新たな政治の幕開けに過ぎないのだろうか？ そうだとしても、人は決して政治（governance）から逃れられないのだ。表面上は政治からの自由な領域を標榜する「文化」の営みでさえ、それが政治的な意図（権力側であろうと反権力側であろうと）と無縁でなされてきたのではないことを、筆者は本稿において示したつもりである。

だから、「民主主義の主体」という新しい集团的自意識を公文書館が唱導することが、アーカイブズをめぐる政治に新しいページを付け加えることになるとしても、それがおそらくは「沖縄世」にもっともふさわしい枠組みであると信じていいのではないか。だが、その問いかけに対する回答は、今のところどこにもない。皮相な言い方をすれば、答えの返ってこないそのような逡巡や差延にこそ、現在の沖縄のありようを見ることができるのだろう。